

目標～地域のまちの姿～

- 地震や火災、水害等の自然災害に強く、防犯にも配慮した安全で安心して暮らせるまち
- 先人たちから受け継いだ、みどり豊かで都市基盤の整った街なみを維持・発展させるとともに、農のある風景を守り伝え、環境にやさしく快適で住みよいまち
- 二子玉川をはじめとした、地域の個性を活かした商店街のにぎわいや、業務などの機能が充実した交流と生活の拠点が身近にあり、誰もが歩いて暮らせるまち
- 国分寺崖線や等々力溪谷などの豊かな自然資源をはじめ、サザエさん通りや九品仏等の歴史・文化資源を活かした、魅力あふれるまち
- 人・自転車・車が安全に行きかう道路と、利用しやすい公共交通機関の環境整備が進み、誰もが安心して快適に移動できるまち

地域の骨格プランと土地利用の方針 (37ページを参照)

- 『地区生活拠点』として、桜新町駅周辺地区、九品仏駅周辺地区、上野毛駅・中町周辺地区および東深沢商店街地区を位置づけます。
- 土地利用の方針では、9つに区分した土地利用の位置を概略で示します。

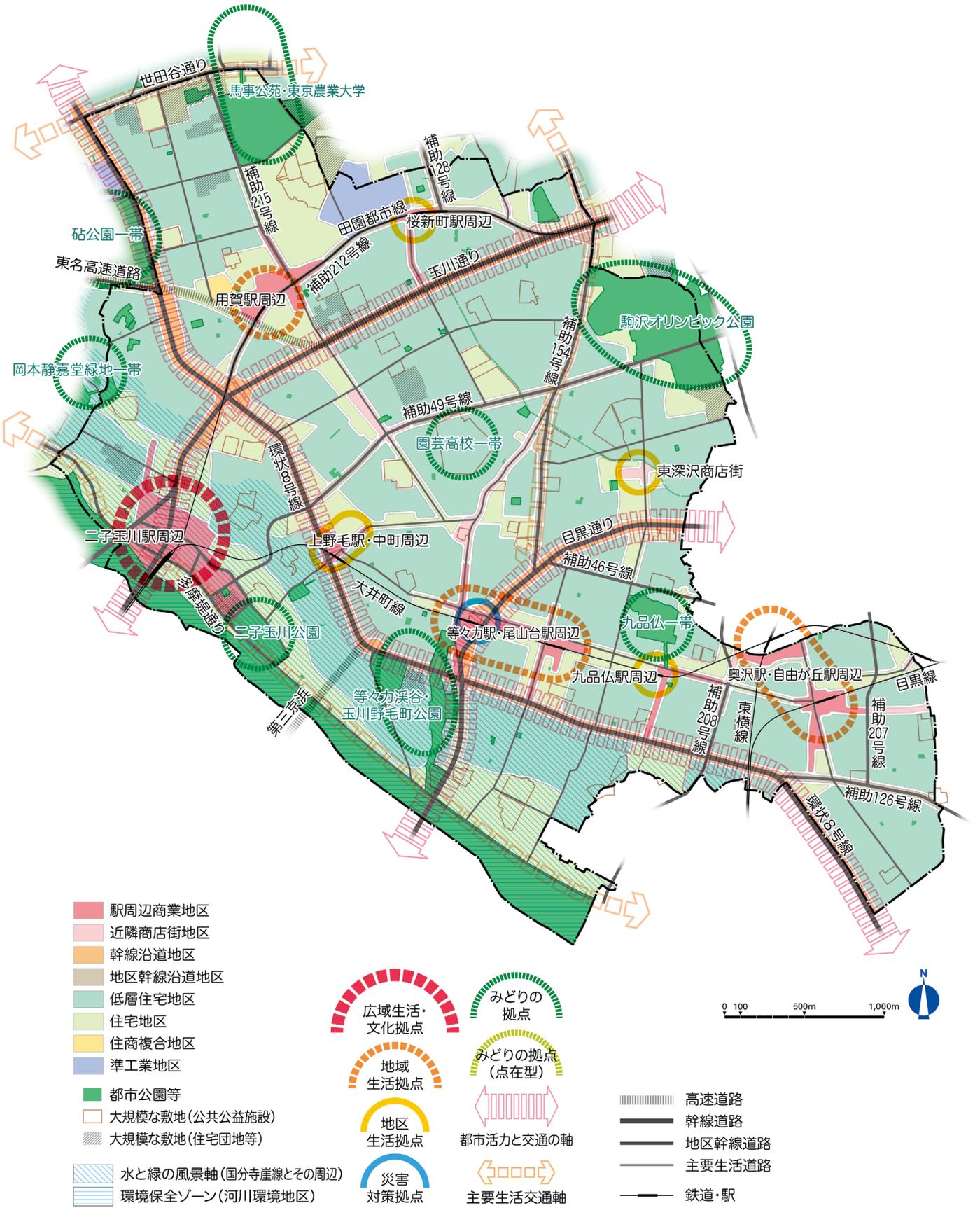
地域のテーマ別の方針 (38ページを参照)

テーマⅠ	安全で災害に強いまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●延焼遮断帯や延焼遅延帯を整備する ●地区の安全性を向上させる ●災害時の拠点と物資輸送を確保する ●水害を抑制する ●日常の安全・安心を確保する
テーマⅡ	みどり豊かで住みやすいまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりとみずを守り育てる ●良好な住環境の維持・向上を図る
テーマⅢ	活動・交流の拠点をもつまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●活力ある生活拠点とする ●身近に活動・交流の場をつくる ●地区の特性を活かした産業環境づくりを進める
テーマⅣ	地域資源の魅力を高めるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の貴重な自然資源を守り、育てる ●風景の魅力を高める
テーマⅤ	誰もが快適に移動できるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●渋滞を解消し、住宅街の通過交通を減らす ●快適で利用しやすい交通環境の整備を進める ●歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める

アクションエリアの方針 (39ページを参照)

- 3-①～3-⑬は、地区計画などを策定し、街づくりを進めていく地区（一部、地区計画や地区街づくり計画などが策定されている地区を含む）です。
- 3-⑭～3-⑯は、既に策定された地区計画などにに基づき、街づくりを進めていく地区です。

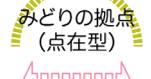
玉川地域の骨格と土地利用の方針図



- 駅周辺商業地区
- 近隣商店街地区
- 幹線沿道地区
- 地区幹線沿道地区
- 低層住宅地区
- 住宅地区
- 住商複合地区
- 準工業地区

- 都市公園等
- 大規模な敷地(公共公益施設)
- 大規模な敷地(住宅団地等)

- 水と緑の風景軸(国分寺崖線とその周辺)
- 環境保全ゾーン(河川環境地区)



- 高速道路
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 主要生活道路
- 鉄道・駅

大規模な土地利用転換の際は、都市基盤整備を進めるとともに、地区の特性や周辺住宅地と調和した土地利用を誘導する。

玉川地域のテーマ別の方針図



商店街(平成25年3月現在)

● 主要な公共施設
(出張所、図書館、区民会館など)

- テーマI
- 骨格防災軸
 - 骨格防災軸(多摩川)
 - 延焼遮断帯
 - 広域避難場所*
 - 豪雨対策モデル地区
 - 避難所(区立小・中)
 - 災害対策拠点
- *区外で隣接するものは名称を記載

- テーマII
- 都市計画公園・緑地
 - 既存都市公園等
 - 緑化地域(市街化区域全域)
 - 農地保全重点地区
 - 風致地区(第一種・第二種)
 - 土地区画整理事業を施行すべき区域(未施行区域)

- テーマIII
- 広域生活・文化拠点
 - 地域生活拠点
 - 地区生活拠点
 - みどりの拠点
 - みどりの拠点(点在型)
 - 準工業地区

- テーマIV
- 眺望空間を有する場所(景観重要公共施設)
 - 景観計画区域(区全域)
 - 特別保護区
 - 1,000㎡以上の樹林地が敷地内にある寺社等
 - 文化財(注)
 - 水辺や緑道等
 - 古道など

- テーマV
- 鉄道・駅
 - 高速道路
 - 幹線道路
 - 地区幹線道路
 - 主要生活道路
 - ユニバーサルデザインによる整備(区全域)



(注)ここで示す文化財は、国・都・区が指定及び登録した有形文化財(文化財保護法等)および都選定歴史的建造物等(都景観条例)のうち、建造物など一般の目に触れるものとする。

